

福岡市地域防犯活動支援庁用自動車譲渡要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、市役所の使用期間の満了した庁用軽自動車を、要望のある自治協議会等（「自治協議会に関する要綱」第4条により登録された自治協議会及び未設立の校区においては、自治会・町内会等の連合組織である自治連合会・町内会連合会等校区を代表する団体）に無償で譲渡し、自治協議会等では、企業の協力などによりパトカー仕様にして、地域防犯活動を実施し、「犯罪のない安全で安心な住みよいまちづくり」を実現することを目的とする。

(譲渡対象自動車)

第 2 条 譲渡の対象となる軽自動車は、財政局財産有効活用部自動車管理事務所が所管する使用期間が満了する予定の軽自動車（以下「譲渡車両」という）とする。

(譲渡申込者の資格)

第 3 条 譲渡を受けようとする者（以下「譲渡申込者」という）は、福岡市内の自治協議会等とする。

(譲渡申し込み条件)

第 4 条 譲渡の申し込み条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 譲渡を受けた自治協議会等（以下「譲受人」という）では、譲渡車両を、警察と同様のパトロールカー仕様にし、防犯目的等に使用すること。
- (2) 譲渡車両については、任意保険に加入すること。
- (3) 譲渡車両の登録、車両保険、任意保険、燃料代等維持管理に必要な経費等については、譲受人において負担すること。
- (4) 譲渡車両の登録については、譲受人において行うこと。
- (5) 車両の運行及び管理は、諸法令を遵守し、適切に管理すること。
- (6) 譲渡車両等の故障等については、福岡市はその責務を負わないこと。
- (7) 譲渡車両の広告については、福岡市の指示に従うこと。
- (8) 譲渡車両は、1校区1台とする。
- (9) 譲受人は、乗り替える場合、次回申込みまで原則4年間は申し込めないこととする。ただし、事故や故障等で使用が出来なくなった場合など、市長が特段認めるものはその限りではない。
- (10) 譲渡後2年以内に廃車等を行う際に、自動車損害賠償責任保険料返戻金又は重量税還付金が生じる場合は、当該返戻金又は還付金を返納すること。
- (11) 譲受人が、福岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

(譲渡の申し込み)

第 5 条 譲渡申込者は、区長に庁用自動車譲渡抽選会（以下「抽選会」という）参加申込書（様式第1号）を提出し、抽選会に参加し、車両決定後は、速やかに庁用自動車譲渡申請書（様式第2号）を区長に提出しなければならない。

(譲渡の決定)

第 6 条 区長は、前条の申請があったときは、要領で定めるところにより申請内容の審査を行うものとし、譲渡の可否を決定したときは、福岡市が当該譲渡車両の車検整備を行い、譲受人に庁用自動車譲渡通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(譲渡の手続き及び時期)

第 7 条 譲渡決定者は、庁用自動車譲渡通知書公布後、1ヶ月以内に譲渡車両の登録変更等必要な手続きを行うものとし、手続き終了後、譲渡手続き終了届出（様式第4号）を区長に提出するものとする。

(使途の制限)

第 8 条 区長は、譲受人が次の各号のいずれかに該当するときは、譲渡車両の返却を要請することができる。

- (1) 譲渡車両を校区自治協議会等の活動以外に使用したとき。
- (2) 正当な理由無く、譲渡車両を第三者に譲渡し、交換し又は貸与したとき。
- (3) 著しい、法令違反をひきおこしたとき。
- (4) 第4条の条件に違反したとき。
- (5) 市長の指示に従わないとき。

(その他)

第 9 条 この要綱で定めるもののほか、譲渡手続、譲渡方法については、市民局生活安全部防犯・交通安全課が定めるところによる。

(委 任)

第 10 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、要領で定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 第4条第8号から第10号の規定は、平成20年度以前の譲渡車両には適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。